

平成27年 1月

農 林 水 産 省

平成27年度税制改正主要事項

1 新規・拡充事項等

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度の拡充（農業用建物の追加等）
及び2年延長（所得税・法人税）
- (2) 振興山村における工業用機械等の特例措置の見直し（取得価
額2,000万円→500万円等）及び2年延長（所得税・法人税）

2 延長事項等

- (1) 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- (2) 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得
した場合の課税標準の特例措置の2年延長等（不動産取得税）
- (3) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有
権の移転登記の税率の軽減措置等の2年延長（登録免許税、不
動産取得税）
- (4) 山林所得に係る森林計画特別控除の3年延長等（所得税）